

令和4年度  
第2回青森市農業委員会臨時定例総会  
議事録

1. 開会日時： 令和4年11月10日（木） 午後1時45分

2. 開会場所： 浪岡庁舎2階 大会議室

3. 閉会日時： 令和4年11月10日（木） 午後1時55分

#### 4. 議 案

議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

#### 5. 出席した農業委員の議席番号及び氏名（16名）

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一	10番 堤 武久
13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	17番 福士 修身	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹	(以上16名)	

#### 6. 欠席した農業委員の議席番号及び氏名（3名）

7番 窪寺 洋志	11番 豊川 明子	12番 長野 英雄
----------	-----------	-----------

(以上3名)

#### 7. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長 小笠原 訓史	事務局次長 工藤 哲也	
分室長 佐藤 保	主 幹 堀内 和之	主 幹 工藤 武
主 事 齊藤 諒	主 事 天内 隆人	

#### 8. 議事の概要

(開会、議事録署名者の指名、会期の決定、議事、その他、閉会)

### ○事務局分室長

それでは、「第2回青森市農業委員会臨時定例総会」に入らせていただきます。

開会の前に、事務局から報告をさせていただきます。

ただ今の出席委員は、青森市農業委員会農業委員19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立していることを報告いたします。

なお、総会会議規則第27条により、「総会中はみだりに議席を退くことができ

ず、やむを得ない事由があるときは、議長の許可を得て退席することができる」ということになっておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。

議長につきましては、会長が務めることになっております。  
それでは、議長、よろしくお願ひいたします。

## 《 開 会 》

### ○議長（福士 修身会長）

ただ今から、「第2回青森市農業委員会臨時定例総会」を開会いたします。

### ○議長（福士 修身会長）

それでは、次第に従い進行させていただきます。

なお、会議での発言については、コロナ対策のため起立はせずに、挙手の上、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願ひをいたします。

## 《 議事録署名者の指名 》

### ○議長（福士 修身会長）

まずは、議事録署名者の指名ですが、議長から指名してよろしいかお諮りをいたします。

### ○各委員

（異議なし）

### ○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議事録署名者は、8番 齊藤 光朗委員と9番 澤田 今日一委員を指名いたします。両委員よろしくお願ひをいたします。

## 《 会期の決定 》

### ○議長（福士 修身会長）

続きまして、会期を定めます。会期は本日1日と決定してよろしいですか。

**○各委員**

(異議なし)

**○議長(福士 修身会長)**

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《 議 事 》

**○議長(福士 修身会長)**

それでは、議事に入ります。

議案第7号について、事務局に議案朗読と説明を求めます。

(分室長 「議案」のみ朗読)

**○事務局**

議案第7号について説明いたします。

この度、工藤榮農地利用最適化推進委員から、令和4年10月3日に、令和4年9月30日をもって推進委員を辞任する旨の辞任届が提出されました。

< 委員から資料配付されていないとの声有り >

( 資料確認・配付のため暫時休憩 )

**○議長(福士 修身会長)**

暫時休憩といたします。

( 資料確認・配付終了、会議再開 )

**○議長(福士 修身会長)**

それでは休憩を取り消し、会議を再開いたします。

**○事務局**

それでは説明を再開させていただきます。

お手元に配付しました資料①を御覧ください。これは背景になりますが、御覧のとおり交通違反の内容を示したものとなっております。端的に言うと交通違反を起こして逮捕されたというのが背景となっております。

資料②でございますけれども、こちらは「農業委員会等に関する法律」、農業委員、推進委員が適用となる法律でございますけれども、こちらの中で農地利用最適化推進委員の職を任期途中で辞める場合の規定を表しております。辞める場合は3種類ございます。

まずは第21条第1項、これは「推進委員たるに適しない非行があると認める場合」、これは「解職」というかたちで辞めることとなります。

第22条ですが、当該違反に対する刑罰で「禁固以上の刑に処せられた場合」は、「失職」ということとなります。

それから、第23条で正当な事由がある場合の「辞任」というものが規定されております。

この3種類なのですが、今回、辞任届が出されたということで、適用法律とすれば第23条ということになります。

そして、お配りした資料①でございますが、これは内容を御覧になっていただいた後は、皆様から回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、推進委員が欠員となった場合は、新たに募集を行って欠員補充を行うこととなります。

それでは、2ページの議案をご覧ください。今回の議案につきましては、辞任届が提出されましたことから、「農業委員会等に関する法律第23条」に基づいた辞任届、これに対します農業委員会の同意の可否について御審議いただくものとなっております。

議案に記しておりますが、辞任年月日令和4年9月30日、辞任届事由は、一身上の都合となっております。この辞任内容について農業委員会が同意した段階で、9月30日をもって、辞任ということになります。

事務局からの説明は以上です。

それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。

内容につきましては、令和4年9月22日に発生した農業委員会農地利用最適化推進委員の道路交通法違反についてでございます。

このことに伴う今後の対応ですが、法律に基づいた農業委員会の対応を行うこととなります。その内容は資料②を御覧ください。

## ○議長（福士 修身会長）

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

< 質疑・応答 >

**○各委員**

(質問等なし)

**○議長(福士 修身会長)**

それでは、お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**○各委員**

(異議なし)

**○議長(福士 修身会長)**

御異議なしと認め、「工藤榮推進委員の辞任」について、農業委員会として同意することに決定いたします。

《 その他 》

**○議長(福士 修身会長)**

次にその他ですが、事務局から何かありますか。

**○事務局**

ただ今お配りいたしました資料は、ただいま推進委員が辞任となりました油川区域の今後の欠員補充の資料でございます。現在油川区域に配置されている推進委員はおりませんので、これから、お配りした資料のような形で推進委員の選考及び委嘱に向けてのスケジュールを進めていきたいと思っております。

これは、現在の推進委員が選考されたのと同じやり方・条件等で油川区域の推進委員を補充することになります。

資料1枚目のスケジュールとしては、11月～12月までに募集、受付を行い、それが終わった後に、現在の推進委員と同様、選考委員会を開催し委員候補者を決定、その後、選考委員会から農業委員会へ候補者決定の報告を行いまして、その後に議案を作成し、運営協議会で協議を経た後に、定例総会(例年のおおりの1月か2月上旬に開催)で委嘱の審議をしていただくことを考えております。

なお、募集が予定とおおりの場合はこのようなかたちになりますが、(応募者等)

集まらなくて募集期間が延びたりすると、総会の時期も変わるものと思います。場合によっては臨時定例総会ということにもなるかと思われます。

資料2枚目3枚目はチラシと要項ですが、これはまだ案の段階で、日付も現在流動的などところがありますのでよろしくお願ひいたします。

このように油川区域推進委員に關しましては、まだこれから手続き等ございませうので、皆様どうかよろしくお願ひいたします

事務局からの説明は以上となります。

**○議長（福士 修身会長）**

委員の皆さんから何かございませうか。

**○各委員**

（なし）

《 閉 会 》

**○議長（福士 修身会長）**

ないようですので、これをもちまして「第2回青森市農業委員会臨時定例総会」を閉会いたします。

委員の皆様には議事運営に御協力いただきありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第33条の規定により議事録を作成し、青森市農業委員会総会会議規則第29条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

8番 \_\_\_\_\_

9番 \_\_\_\_\_